**平成２１年（フ）第３８５号**
水戸市渋井町173番地の１
債務者　黒澤　敦司
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９３号**
茨城県笠間市押辺1361番地２
債務者　羽富　正一
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９４号**
茨城県笠間市南友部1959番地33
債務者　富田　浩美
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９５号**
茨城県小美玉市羽鳥2738番地551クレールメゾンＢ201
債務者　大塚　千恵（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９６号**
茨城県那珂郡東海村大字村松1267番地６石川アパート201号、旧住所茨城県那珂郡東海村豊白１丁目22番13号大興ハイツ205号
債務者　斉藤　芳夫
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９８号**
水戸市若宮２丁目５番17号
債務者　星野　朋子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第４０３号**
茨城県ひたちなか市相金町34番地10、旧住所茨城県ひたちなか市はしかべ２丁目11番27号シャンブルハシカベＢ棟102
債務者　軍地　則子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第１５１号**
茨城県石岡市柿岡3354番地３
債務者　大沼　　章
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第１８７号**
茨城県稲敷郡美浦村郷中2829番地12
債務者　西條　あや
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第７５号**
群馬県みどり市大間々町大間々1736番地11
債務者　山園　浩史
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第７８号**
群馬県桐生市菱町２丁目1830番地の１　ＫＳリバーサイドⅠ―205号
債務者　佐藤　正和
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第５７号**
千葉県茂原市東郷1684番地４
債務者　新居　里美
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２１年（フ）第６４号**
千葉県長生郡一宮町一宮2113番地36号
債務者　原田美智子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２１年（フ）第６９号**
千葉県茂原市押日164番地
債務者　林　　一美（旧姓浦上）
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２１年（フ）第７０号**
千葉県茂原市高師271番地１
債務者　山本　葉子（旧姓林）
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２１年（フ）第８９号**
千葉県木更津市貝渕２丁目１番１号　タウンハピネスＢ―102
債務者　藤浪香葉子
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２１年（フ）第４２５号**
川崎市川崎区殿町１丁目13番４―103号　アネックスＴ＆Ａ
債務者　神林　豊重
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係